

「青少年会館音楽室個人使用」についてのご案内

- (1) 音楽室を使用できる方は、小学生以上で市内に在住・在学・在勤の方に限ります。
- (2) 音楽室の使用を希望する場合は、青少年会館に「音楽室個人使用登録証交付申請書」を提出し、「音楽室個人使用登録証」の交付を受けてください。
※交付申請書の受付時間は、開館日の午前9時から午後5時までです。
- (3) 音楽室の使用について
- ①団体の利用がなく当日空いている場合に使用できます。
 - ②使用できる時間帯は、開館日の午前9時から午後9時までです。
 - ③使用できる時間は基本的に1時間です。他に希望者がいない場合はこの限りではありません。
 - ④使用できる内容は、声楽練習、楽器練習に限ります。なお、楽器により使用を制限されることがあります。
 - ⑤小学生の午後5時からの使用及び中学生の午後7時からの使用は保護者の同伴が必要です。
 - ⑥原則、個人使用登録証が交付されている本人及び同伴が必要な保護者以外の方の入室はできません。
- ⑦予約の方法は次のとおりです。
- ・音楽室の利用区分①午前(9:00~12:30)、②午後(12:30~17:00)、③夜間(17:00~21:00)の全部又は一部に団体予約の入っていない日の当日に、窓口又は電話にて先着順で受付けます。
 - ・受付可能時間は当日の午前9時から午後5時までです。
- 注1：午後5時を超えた場合は、窓口でも電話でも受付けできません。
- 注2：使用の希望が夜間(17:00~21:00)の場合は、当日の午前9時から午後5時までに窓口又は電話で予約してください。
- 補足：当日の空き状況は、公共施設予約システムで確認可能ですが、個人使用の電話予約を受付後に利用区分の予約をシステムに反映させるため、必ずしも一致しておりませんこと、ご了承ください。
- (4) 使用に際しては、予約時間の直前に窓口へ「音楽室個人使用登録証」を提出し、音楽室の「鍵」と「個人・団体使用記録票」を受取りご利用ください。
終了後は、「個人・団体使用記録票」に必要事項をご記入の上、「鍵」と一緒にご返却ください。
また、「音楽室個人使用登録証」を窓口でお受け取り下さい。
- (5) 使用上のお願い
- ①使用承認を受けた施設及び附帯施設以外のものを使用しないで下さい。
 - ②施設を損傷し、又は滅失したときは、原状回復又は損害賠償を求めます。
 - ③承認を受けないで附帯施設及び備付けの器具を移動しないで下さい。
 - ④承認を受けないで壁、柱、窓などに張り紙をしたりくぎ類を打ち込まないで下さい。
 - ⑤指定された場所以外での火気使用は禁止です。
 - ⑥飲食は禁止です。ただし水筒の持ち込みは除きます。



茅ヶ崎市青少年会館

☎ 0467-86-9961

(令和8年1月11日改定)